

平成21年財政検証関連資料(2)

(厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み等)

[目 次]

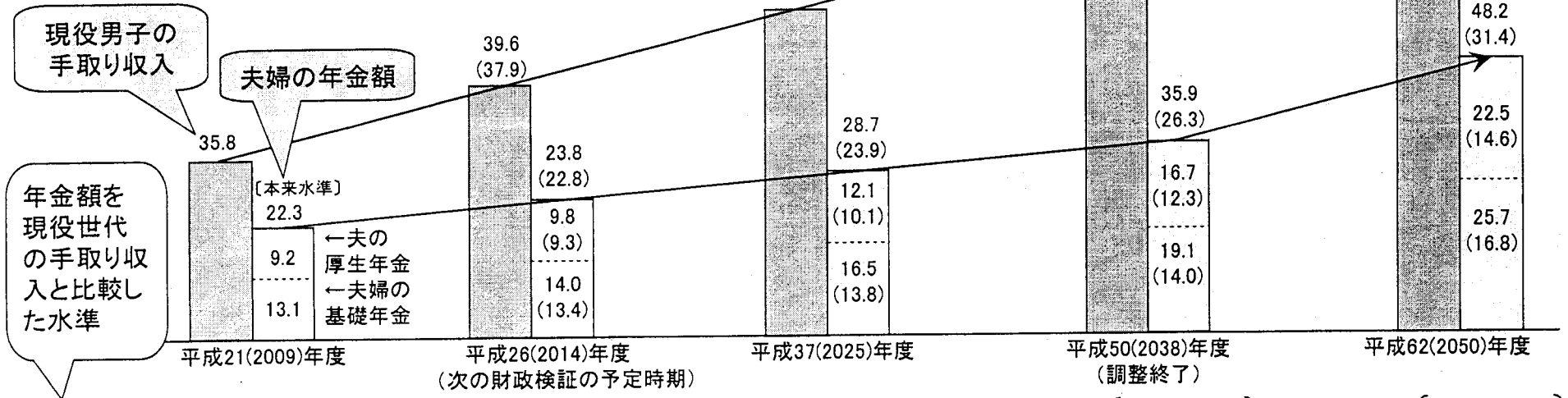
厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み	…	2
公的年金被保険者数の将来見通し	…	3
将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が 最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算	…	4
機械的に名目賃金上昇率の前提を変更した場合の試算	…	5
機械的に労働力率の前提を変更した場合の試算	…	7

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額) (平成21年財政検証基本ケース)

○ マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。

(月額・単位:万円) 96.2 (62.6)

標準的な年金受給世帯の年金額
【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



所得代替率 62.3% (比例: 25.6%, 基礎: 36.6%) 60.1% (注3) (比例: 24.6%, 基礎: 35.4%) 55.2% (比例: 23.4%, 基礎: 31.9%) 50.1% (比例: 23.4%, 基礎: 26.8%) 50.1% (比例: 23.4%, 基礎: 26.8%)



(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。
 (注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。
 (注3) 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。
 (次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)
 (注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。
 (注5) 図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
 (注6) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。
 (注7) 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

公的年金被保険者数の将来見通し(平成21年財政検証、基本ケース(出生中位(死亡中位)))

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21(2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22(2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25(2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27(2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
28(2016)	64.9	17.0	38.5	34.5	4.0	9.4	8.3	1.0	-0.8	-1.1
29(2017)	64.6	16.9	38.4	34.4	4.0	9.3	8.3	1.0	-0.8	-1.1
30(2018)	64.2	16.8	38.2	34.2	4.0	9.2	8.2	1.0	-0.7	-1.0
31(2019)	63.8	16.8	38.0	34.1	3.9	9.0	8.1	1.0	-0.6	-0.9
32(2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
33(2021)	63.1	16.7	37.6	33.8	3.8	8.8	7.9	0.9	-0.6	-0.9
34(2022)	62.8	16.6	37.5	33.7	3.8	8.7	7.8	0.9	-0.6	-0.9
35(2023)	62.4	16.5	37.3	33.6	3.7	8.6	7.7	0.9	-0.5	-0.8
36(2024)	62.0	16.4	37.1	33.4	3.7	8.5	7.6	0.9	-0.5	-0.8
37(2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
38(2026)	61.1	16.2	36.7	33.0	3.6	8.2	7.4	0.8	-0.6	-0.9
39(2027)	60.6	16.1	36.4	32.8	3.6	8.1	7.3	0.8	-0.7	-1.0
40(2028)	60.0	15.9	36.1	32.6	3.5	8.0	7.1	0.8	-0.7	-1.0
41(2029)	59.3	15.6	35.8	32.3	3.5	7.8	7.0	0.8	-0.8	-1.1
42(2030)	58.6	15.4	35.5	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
43(2031)	57.7	15.1	35.1	31.7	3.4	7.5	6.8	0.8	-1.0	-1.3
44(2032)	56.9	14.8	34.7	31.3	3.4	7.4	6.6	0.8	-1.1	-1.4
45(2033)	55.9	14.5	34.2	30.9	3.3	7.3	6.5	0.7	-1.2	-1.5
46(2034)	55.0	14.2	33.7	30.4	3.3	7.1	6.4	0.7	-1.4	-1.7
47(2035)	54.1	13.9	33.2	30.0	3.2	7.0	6.3	0.7	-1.5	-1.8
48(2036)	53.2	13.6	32.7	29.5	3.2	6.9	6.2	0.7	-1.6	-1.9
49(2037)	52.3	13.3	32.1	29.0	3.1	6.8	6.1	0.7	-1.7	-2.0
50(2038)	51.4	13.1	31.6	28.6	3.0	6.7	6.0	0.7	-1.7	-2.0
51(2039)	50.5	12.8	31.1	28.1	3.0	6.6	5.9	0.7	-1.7	-2.0
52(2040)	49.7	12.6	30.6	27.6	2.9	6.5	5.8	0.7	-1.7	-2.0
53(2041)	49.0	12.4	30.1	27.2	2.9	6.4	5.8	0.7	-1.7	-2.0
54(2042)	48.2	12.3	29.6	26.8	2.8	6.3	5.7	0.6	-1.6	-1.9
55(2043)	47.4	12.1	29.1	26.3	2.8	6.2	5.6	0.6	-1.6	-1.9
56(2044)	46.7	11.9	28.7	25.9	2.8	6.1	5.5	0.6	-1.6	-1.9
57(2045)	46.0	11.7	28.2	25.5	2.7	6.0	5.4	0.6	-1.6	-1.9
58(2046)	45.3	11.5	27.8	25.1	2.7	5.9	5.3	0.6	-1.6	-1.9
59(2047)	44.6	11.4	27.4	24.8	2.6	5.9	5.3	0.6	-1.6	-1.9
60(2048)	44.0	11.2	27.0	24.4	2.6	5.8	5.2	0.6	-1.5	-1.8
61(2049)	43.4	11.1	26.6	24.1	2.6	5.7	5.1	0.6	-1.5	-1.8
62(2050)	42.8	10.9	26.2	23.7	2.5	5.6	5.0	0.6	-1.5	-1.8
72(2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
82(2070)	31.5	8.0	19.4	17.5	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
92(2080)	27.4	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
102(2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
112(2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
117(2105)	19.7	5.0	12.1	10.9	1.1	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

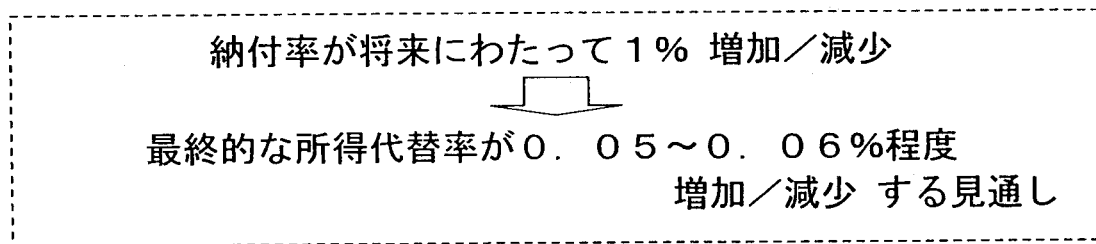
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。

将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が
最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算
(平成21年財政検証に基づいた試算)

平成21年財政検証(基本ケース、国民年金保険料納付率の前提80%)に基づいて、国民年金第1号被保険者の納付率が、財政検証における財政均衡期間である2105年度までに渡って、その全ての期間で増加もしくは減少した場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響は、以下の通り。



なお、この試算結果を用いることにより、将来にわたって納付率の水準が75%、70%、65%および60%となった場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響を推計すれば、以下の通りとなる。

将来にわたる 第1号被保険者の納付率	最終的な所得代替率に 与える影響	最終的な所得代替率
80%(基本ケース)	-	50.1%
75%(▲5%)	0.25~0.3%程度減少	49.8~49.85%程度
70%(▲10%)	0.5~0.6%程度減少	49.5~49.6%程度
65%(▲15%)	0.75~0.9%程度減少	49.2~49.35%程度
60%(▲20%)	1.0~1.2%程度減少	48.9~49.1%程度

※ 次の財政検証の予定時期である平成26(2014)年度における所得代替率は、基本ケースで60.1%となる見込みであるが、この推計値は、将来にわたる納付率が変化した場合でも、60.1%から変化しない。

(注1) 国民年金の被保険者(1号、2号および3号)全体から見れば、保険料未納者は数%程度であり、上記試算のどのケースにおいても、被保険者全体の9割以上の者は保険料を納めているか、免除・猶予制度の対象となっている。

(注2) 平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律の附則第二条第二項に「政府は、(中略)国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は(中略)厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率(所得代替率を指す)が百分の五十を下回ることは見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、(中略)調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。」とあるように、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる必要があるのは、法律上は次の財政検証が行われるまで(通常は5年後)に所得代替率が50%を下回る場合である。

機械的に名目賃金上昇率の前提を変更した場合の試算（平成21年財政検証に基づいた試算）

- 財政検証に用いる経済前提（物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回り）は、マクロ経済の観点で整合的となるような考え方のもとで設定することが望ましいと考えられ、賃金上昇率のみを独立に変更することは合理性を欠き、適切な設定ではないと考えている。
- あえて、経済前提の整合性を無視して、機械的に名目賃金上昇率を 2.0%、1.0%、0.0%とそれぞれ設定すると、マクロ経済の観点からみて、実質経済成長率は実質賃金上昇率（それぞれ1.0%、0.0%、▲1.0%）に人口の変化率（年平均▲0.7%）を加味したものに相当するものと考えられる。名目賃金上昇率が1.0%、0.0%の場合、おおむね100年間の長期にわたって、我が国経済がマイナス成長と仮定することが適切かどうかといった問題があるが、機械的な試算結果（人口は出生中位（死亡中位））は以下のとおり。

	実質経済成長率 (2015~2039 年度平均)	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	厚生年金の所得代替率の見通し
平成21年財政検証 (基本ケース)	0.8 %	1.0 %	2.5 %	4.1 %	50.1 % (平成50(2038)年度以降)
機械的な試算 ① (名目賃金上昇率2.0%)	0.3 %	1.0 %	2.0 %	4.1 %	50 % (平成49(2037)年度以降) [49.98% (平成49(2037)年度以降)※]
機械的な試算 ② (名目賃金上昇率1.0%)	▲0.7 %	1.0 %	1.0 %	4.1 %	50 % (平成49(2037)年度以降) [43.2 % (平成74(2062)年度以降)※]
機械的な試算 ③ (名目賃金上昇率0.0%)	▲1.7 %	1.0 %	0.0 %	4.1 %	マクロ経済スライドが機能しない(注1)

(※) 所得代替率が50%を下回っても、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注1) 機械的な試算③のケースは、名目賃金上昇率が0.0%であるため、(1)年金額の改定がなく、(2)マクロ経済スライドの調整は、名目額を下限とするため、実質的に機能せず、(3)所得代替率の計算の基となる手取り賃金、厚生年金の標準世帯における年金額は変化しないため、所得代替率も変化しないが、(4)平成16年の改正事項の1つである「負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）」が実質的に機能しないため、財政均衡期間（おおむね100年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成54(2042)年度に厚生年金の積立金が枯渇することになる。

○ また、平成 21(2009)年 4 月 17 日(金)衆議院厚生労働委員会における山井議員提出資料で示されている、過去 10 年平均および 20 年平均の数値を、そのまま経済前提として使用する場合、

- ・機械的な試算④：物価上昇率▲0.2%、名目賃金上昇率▲0.7%、名目運用利回り 1.5%
- ・機械的な試算⑤：物価上昇率 0.7%、名目賃金上昇率 0.6%、名目運用利回り 2.9%

という設定となる。これらの場合はやはり、おおむね 100 年間の長期にわたって、我が国経済がマイナス成長と仮定することが適切かどうかといった問題があるが、機械的な試算結果（人口は出生中位（死亡中位））は以下のとおり。

	実質経済成長率 (2015~2039 年度平均)	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	厚生年金の所得代替率の見通し
平成 21 年財政検証 (基本ケース)	0.8 %	1.0 %	2.5 %	4.1 %	50.1 % (平成 50(2038)年度以降)
機械的な試算 ④	▲1.2 %	▲0.2 %	▲0.7 %	1.5 %	マクロ経済スライドが機能しない(注2)
機械的な試算 ⑤	▲0.8 %	0.7 %	0.6 %	2.9 %	<平成 62(2050)年度に 50.6%> (注3)

(注 2) 機械的な試算④のケースは、物価上昇率、名目賃金上昇率がともにマイナスであり、かつ名目賃金上昇率の方がより低くなっているため、(1)新規裁定者の年金額の改定は物価上昇率に基づくマイナス改定となり、(2)マクロ経済スライドの調整は実質的に機能せず、(3)所得代替率の分母となる手取り賃金の低下率が、分子の年金額の低下率よりも大きくなるため、所得代替率は上昇することになる。このため、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 43(2031)年度に厚生年金の積立金が枯渇する見通し。なお、同年度の所得代替率は 72%の見込み。

(注 3) 機械的な試算⑤のケースは、名目賃金上昇率が基本ケースに比べて低く、マクロ経済スライドの調整は、名目額を下限とするため、基本ケースに比べて給付調整の効果が小さくなる。このため、所得代替率は低下していくものの、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 62(2050)年度に国民年金の積立金が枯渇する見通し。なお、同年度の所得代替率は 50.6%の見込み。

機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に変更した場合の試算

(平成 21 年財政検証に基づいた試算)

- 平成 21 年財政検証の労働力率の前提は、平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。
- 「労働力需給の推計」では、雇用政策を無視して、性、年齢別の労働力率が 2006 年と同じ水準で推移すると仮定した「労働市場への参加が進まないケース」についても示されている。仮に、機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に置き換えた場合の影響については次のとおりである。

(1) 公的年金被保険者数の将来見通しに与える影響

- ・「労働市場への参加が進むケース」に比べ、低い労働力率を前提とするため、被用者年金被保険者の見通しが少なくなり、国民年金第 1 号被保険者は多くなり、国民年金第 3 号被保険者は少なくなる。
- ・高齢者の労働市場への参加が進まないために、60 歳以上の公的年金被保険者（被用者年金被保険者）が少なくなることを反映して、公的年金被保険者総数が少なくなる。

○ 被保険者数の将来見通しに与える影響（「進むケース」との対比、2030 年以降の平均）

被用者年金被保険者	3～4%程度の減少
国民年金第 1 号被保険者	6～7%程度の増加
国民年金第 3 号被保険者	2～3%程度の減少
公的年金被保険者総数	1%程度の減少

(2) 最終的な所得代替率に与える影響

○ 「労働市場への参加が進まないケース」へ変更

⇒ 最終的な所得代替率に与える影響は ▲0.8～1.0 ポイント程度

労働力率以外の前提が財政検証の基本ケースと同様とする場合、

「労働市場への参加が進むケース」 50.1%（平成 50(2038)年度以降）

「労働市場への参加が進まないケース」 49.2%*（平成 50(2038)年度以降）

(※) 所得代替率が平成 49(2037)年度に 50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合